

〔博士論文要旨〕

民事証拠法研究

証拠の収集・提出と証明責任

1 問題の所在と本書の課題

(a) 「民事訴訟の背骨」といわれる証明責任は、裁判所及び当事者の訴訟活動の規制原理として終始作動している。だが、その直接の機能は、自由心証の尽きた口頭弁論終結時における要件事実の真偽不明の解決という点にある。従って、証明責任の問題を論ずる以前に、当事者はできる限り事案の解明に努め、また裁判所は当事者が提出する主張及び証拠を汲み尽くすことにより、そもそも要件事実が真偽不明とならないよう審理の充実を図らなければならない。こうした意味において、民事訴訟における主張・証明問題は、「事案解明」と、これが挫折した場合の「証明責任」という二つの問題（事実認定論と証明責任論）を中心に展開

することになる。

春日偉知郎

ところで、こうした二つの問題は、一九七〇年代後半からのいわゆる現代型法的紛争の統出を契機として顕在化してきており、一方で伝統的な証明責任論に対して再考を促すとともに、他方でこれにもまして、証拠の収集・提出機能を拡充する必要性を強く認識せしめるに至っている。すなわち、公害、医療事故、製造物責任、独占禁止法違反等を理由として提起される損害賠償請求訴訟や違法行為の差止請求訴訟において、過失や因果関係といった要件事実が争点となるけれども、これを証明する訴訟資料や証拠資料が、定型的に一方の当事者に偏在しているため、証明責任を負う当事者だけに証拠の収集・提出を求めたのでは、当事者の訴訟追行上の実質的平等が確保されず、適切な事案

の解明をほとんど期待しえないという事態が生じている。そこで、これに対処するために、当初は、証明責任の分配について実質的考量を反映させることが主張されたが、最近ではむしろ、訴訟の内外において当事者(及び第三者)に対して証拠の提出強制をできるだけ広範に行えるようにすべきであるという認識が定着し、そのための具体的方策が積極的に検討されている。

(b) このような経緯を背景として、本書でも、事案解明に関する従来の発想、なにかんずく、対等な二当事者を前提とする弁論主義を極端に理念化し、訴訟資料の収集・提出を証明責任を負う当事者のみの責任と権能に委ねようとする考え方に對して反省が加えられる。そして、訴訟資料・証拠資料の収集・提出面で当事者間の公平と実質的平等を促進するために、期待可能な範囲で相手方当事者に対しても事案解明への協力を求め、これを通じて弁論主義の柔軟な運用を図るという方向が提示される。また、これにより、改善の策である証明責任による裁判をできる限り避けるということも試みられる。

以上のように、本書では、「事案解明」の問題が中心課題となるが、併せて、これと密接不可分の問題、すなわち裁判において不可避的に生ずる要件事実の真偽不明を解決するための「証明責任」の問題も取り扱われる。証明責任が、訴訟の審理過程において羅針盤としての機能を維持してい

ること、及び、これが、事案の解明に寄与する証拠提出責任と盾の両面の如き関係にあることのためである。

2 考察の対象と方法

(a) ①証拠の収集・提出権能の拡大により事実審理の充実を図ること、及び②証明責任とその分配について理論的検討を行うこと、という二つの課題を論ずる前提として、まず、総論部分において、事案の解明という視点から、証明責任、証拠提出責任及び証拠提出義務、三者の関係について基礎的考察が行われる(第一章)。次いで、当事者が提出した証拠を自由心証主義に従い裁判所がどのように評価し、客観的な事実認定を行うかという問題が検討される(第二章)。

また、各論部分では、課題①、次いで課題②の順で、具体的問題に即した考察が展開される。すなわち、前者では、表見証明(第三章)、違法収集証拠(第四章)、文書提出命令(第五章)、証明妨害(第六章)、事案解明義務(第七章)及び国際民事訴訟における証拠の収集・提出(第八章)といった事実認定過程における諸問題について、医療事故訴訟、公害訴訟、製造物責任訴訟、安全配慮義務違反や独占禁止法違反を理由とする損害賠償請求訴訟を素材として、主に証明軽減と、客観的な事案の解明手段の活用とが追究される。また、後者については、証明責任規範を軸に、規

範説を批判的に考察した上で、権利障害規定、間接反証及び法律上の推定等の個別問題について検討が加えられる(第九章・第一〇章)。

(b) 概略以上の諸問題を理論的に解明することが考察の対象となるが、本書では、このために、特に各論部分(事案説明・事実認定の問題)において、次のような方法を用いることとした。すなわち、問題の考察に際し、判例の分析・検討及びそこから帰納的推論を基軸とし、学説をその周辺に配置しながら、両者を交錯させて検討するという方法を試みた。その理由は、上記の如く、対象が、従来の理論の射程を越える新しい法的紛争類型において生じている諸問題であり、これらに対しては比較的固定した抽象的・規範的規律を行うことに無理が伴うこと、また、個別事例における具体的妥当性と公平な処理を優先し、判例法の形成に力を注いだほうが、自由心証主義をめぐる解釈論のみならず証拠法に関する将来の立法論に対しても、より多く寄与することが可能と予想されるからである。訴訟における事案説明の問題は、すぐれて裁判実務に密着した具体的なものであり、事案に応じた様々な形をとって発現するため、これにきめ細かに対応しうる理論は、想定された理念型に適用可能であることは勿論であるが、それ以上に、様々な偏差を伴う多くの具体的なケースについて当事者が納得しうる妥当な結果を保証するものでなくてはならない。

従って、証明の軽減や事案の解明に役立つ個々の理論は、常に具体的事例とのフィード・バックを必要とし、これを基にしてその適用範囲も画定されるから、判例の分析・検討・あるいは類型化は、理論の柔軟性を確保し、その有効性を維持するために不可欠な作業であるといえる。

なお、本書は、比較法的考察にも相当の比重を置いている。ここでもやはり、具体例から問題点を析出し、判例の比較検討を主役とすることに意を注いだ。また、これと並び、理論的考察に際しては、ドイツの諸学説から多くの示唆を得るよう努めた。

3 各章の内容

(a) 本書は、全部で十章から構成されているが、大別して、三つの部分から成り立っている。既に示したように、総論部分に該当するのが第一章及び第二章であり、第三章以下第八章までが証拠の収集・提出及び事案の解明を扱う各論部分である(この部分はさらに二分され、第八章において、国際民事訴訟における証拠の収集・提出問題が独立して取り上げられる)。また、第九章及び第一〇章は、証明責任(の分配)についての理論的考察を主眼としている。以下、これら諸章について、その要旨を明らかにする。

(b) まず、本論に先立って、本書冒頭の「緒言」において、事案説明と証明責任をめぐる近年の状況を鳥瞰した上

で、民事訴訟における証明問題が奈辺に横たわっているかを素描する。次いで、本書の課題・考察の対象及び方法(既述)が示される。

総論のうち第一章「事案解明上の基本問題」では、まず、従来別個独立に検討されていた、証拠評価、証明度及び証明責任、三者の相互関係について理論的整理を図るとともに(19頁の「表」参照)、訴訟における事案解明のための基本的枠組みと分析用具とが提示される。次に、これを前提として、証拠の提出「責任」と提出「義務」とを対置し、具体例に即して訴訟当事者の事案解明への協力義務が導き出される。また、こうした事案解明義務の法的性質が、訴訟上の「責任」と対比して明らかにされ、証明責任及び証拠提出責任が、実体法上の危険分配を基礎としているのに対して、解明義務の懈怠の場合には、この義務を負担する者の非難可能性を要件として制裁が科されるという点に特徴の存することが確認される。

次に問題となるのが、証明責任から截然と区別される事案解明義務の民事訴訟における導入可能性の点であり、特にこうした解明義務が、民事訴訟で妥当している弁論主義と整合性を保つことができるかが検討される。その結果、対等な当事者と自己責任とを前提とする弁論主義を弾力的に運用するためには、限定的であるにせよ(期待可能性の範囲内で)、こうした解明義務を認めることが、証

拠の収集・提出面で当事者間の実質的平等を確保するのに役立つということが仮説として提示され、後に事案解明義務の詳細な検討を予定している第七章の伏線として敷かれる。

第二章「自由心証主義」は、事実認定の基準とされる証明度(の特定)の問題と心証形成過程の客観化・合理化の問題とを扱う(なお、大陸法における自由心証主義の成立過程について史的素描を交えた)。前者の「証明度」について、判例・学説は、証拠の優越又は蓋然性の優越では足りず、真实性の確信という高度の蓋然性が必要であるとしている。だが、近時、アメリカ法の影響のもとに、蓋然性説も勢いを増していることから、比較法的考察をも加味し、ドイツにおける蓋然性説の展開に対して批判的検討を試み、通説の理論的根拠を明らかにしてみた。

後者の「心証形成過程の客観化・合理化」においては、主観説、客観説、間主観説の三者を対比し、ベイズの定理を用いた理論モデルや間接証明に関するベンダーの理論による客観化とその限界を探ってみた。

その結果、証明度(及び証明軽減)は、自由心証の規定から直接に定まるわけではなく、裁判官の規範的評価を媒介として決定されるものであり、また、心証形成は、主観性を完全には払拭しきれないが、経験則に基づく客観的な評価という内在的制約を伴う裁判官の真実判断である、と

いうことが帰結される。

(c) 各論では、まず、第三章「表見証明」において、医療事故訴訟における因果関係と過失の証明に関する裁判例を分析し、それぞれについて類型毎の「証明軽減」の可能性を追求してみた。また、表見証明の諸学説（証拠評価説、証明責任説、証明度説、実体法説等）について、ドイツの諸見解を中心に検討を試みたほか、アメリカの医療事故訴訟における *res ipsa loquitur* 原則とも比較しながら、通説たる証拠評価説又は証明度説が妥当であるとの結論に至っている。

第四章「違法収集証拠」では、証拠収集行為の違法性と証拠能力との関係を問題にし、証拠収集行為の実体法的評価が自由心証の枠内で証拠能力の判断にどのように反映するかを検討してみた。

第五章「文書提出命令」は、公害訴訟における「利益文書」の提出命令に関する決定例を素材として、因果関係の証明について、文書提出命令が事案の解明のために果たす役割を探るものである。その結果、文書提出命令は、模索的証明とも関連し、証明責任を負わない相手方による事案解明という機能を有していることが明らかにされる。

第六章「証明妨害」では、証拠の収集・提出を困難にしたり、これを妨げる行為に対する法的規制が、ドイツの医療事故訴訟における「証明責任の転換に至る可能性を

もつ証明軽減 (Beweiserleichterung bis zur Beweislast-umkehr)」という固定判例の形成過程を辿りながら考察される。証明妨害の法的基礎を眺め、妨害行為に対して制裁を科すための要件（義務違反、因果関係、帰責事由、公平な訴訟追行に反するとの規範的評価）を特定するほか、証明妨害の効果についても論ずる。

また、これとの関連において、ドイツ民事訴訟法委員会の立法提案とこれに批判的なシュテュルナーの見解を取り上げるとともに、「証拠保全手続」の改正問題にも言及し、わが国の将来の立法論の参考に供することとした。

先に掲げた課題①を締め括る第七章「事案解明義務」においては、証拠提出「責任」と異なり、証明責任の論理によって規律されない証拠提出「義務」（事案解明義務）を問題にする。証拠提出をめぐる「責任」構成と「義務」的構成との比較を通じて、主張や証拠提出に関して証明責任を負わない相手方の協力義務の導入を企図するものであり、第一章で敷いた伏線を具体化し、これを発展せしめようとするものである。ここでも、多様な事例に即して、事案解明義務の要件を中心とした考察が行われ、訴訟審理に対するこの理論の有用性・妥当性が吟味されるとともに、わが国の解釈論における利用可能性も模索される。

このほか、補論として、わが国では馴染みのない「実体法上の情報請求権」について、その訴訟上の取扱い（段階

訴訟(Stufenklage)にも触れながら、これを紹介し、公判前証拠開示(pre-trial discovery)共々、比較法の側面から事案解明の制度を明らかにしよう心掛けた。

第八章は、「国際民事訴訟における証拠の収集・提出」をテーマとし、アメリカが強行しようとするディスクカヴァリーの域外適用によって生じている「司法摩擦」を、製造物責任訴訟を例として論じたものである。わが国による「ハーグ証拠収集条約」の批准可能性を睨みながら、この条約が、ヨーロッパ各国とアメリカ合衆国との間の証拠収集をめぐる問題の解決にどれだけ効果的かを考え、具体的な事例を参考にして司法摩擦を解消する諸方策を比較検討してみた。

(d) 第九章「証明責任論の視点」及び第一〇章「証明責任の分配基準」は、文字通り、証明責任とその分配に関する理論的考察にあてられている(前掲課題②)。

第九章では、ライポルトを中心とする最近のドイツの理論に依拠し、まず、法適用過程の分析を通じて、実体法から区別される「証明責任規範」を析出した上で、ローゼンベルクの規範説等の論理が批判的に検討される。また、こうした証明責任規範の機能を明らかにすることにより、敗訴の不利益という「効果」を中心とした証明責任論からの脱却が図られる。次いで、個別問題として、証明責任の分配に対する権利障害規定の意義、いわゆる間接反証、法律

上の推定規定、の三者について理論的整理が試みられ、これらはいずれも、証明責任の「特別規定」によって明快な説明が可能であるということが示される。

以上の考察と並行して、証明責任規範には、要件事実が存否不明の場合に、これを不存在と擬制する「原則規定」と、逆に、この存在を擬制する「特別規定」とが存在し、また、このいずれかの規定に従った証明責任の分配は、その背後に実質的根拠を常に伴っているということが確定される。

第一〇章は、わが国の証明責任の分配問題について、前章の結論に即しながら、判例を中心としたまとめを行ったものである。

なお、「結語」では、将来の課題(特に主張責任の問題と立法論の必要性)に触れる。

4 全体のまとめ

以上のように、本書は、訴訟審理の目的が当事者による事案解明にあるとの認識に立脚し、当事者及び裁判所は、要件事実の真偽不明を未然に防ぎ、証明責任の直接の介入を避けるよう訴訟運営に携わるべきである、との発想を展開しようとするものである。そのため、まず、弁論主義及び証拠提出についての従来のあり方を問い、当事者間の実質的平等と公平の理念に則した訴訟資料・証拠資料の収

集・提出のための具体策を検討してみた。その結果、証明責任を負う当事者にのみ事案解明の責任と権能を委ねる考え方を再考すべきであり、一定の要件の下に相手方にも事案解明のための協力を要請し、証明軽減を図るといふ提案を試みてみた。また、証明責任に關しても、前記の理念を具体化するために、規範的評価に基づく証明責任規範の形成が必要であるとの結論に達した。

〔博士論文審査報告書〕

論文題目 民事証拠法研究

証拠の収集・提出と証明責任

審査委員	竹下守夫
同	伊藤眞
同	上原敏夫

春日偉知郎氏の学位請求論文「民事証拠法の研究——証拠の収集・提出と証明責任」は、一九九一年に(株)有斐閣より刊行され、本文四六二頁に及ぶ、民事証拠法に關する画期的労作である。

一 本論文の構成

本論文は、緒言、本論一〇章及び結語から成り、その構成は、次のとおりである。

緒言

第一章 事案解明上の基本問題

第二章 自由心証主義

第三章 表見証明——医療事故訴訟を例として

第四章 違法収集証拠

第五章 文書提出命令

第六章 証明妨害——ドイツの判例・学説によせて

第七章 事案解明義務

第八章 国際民事訴訟における証拠の収集・提出

第九章 証明責任論の視点——ドイツ証明責任論からの

示唆

第十章 証明責任の分配基準

結語

二 本論文の研究課題

1、春日氏が、本論文において提起し、その研究課題としてゐるのは、一言でいえば、民事訴訟における審理の充実を図り、適正な裁判を実現するためには、①審理の過程における主張・証明の負担、及び②審理終結後事実が存否

いずれとも不明に終わった場合における敗訴の危険を、両当事者にいかに公平に分配すべきか、の問題である。

2、一九七〇年代以降、公害、医療過誤、製造物責任、独占禁止法違反事件等、争点となる過失や因果関係の証明の著しく困難な、いわゆる現代型訴訟の登場を契機として、訴訟当事者間における証明の負担の公平を図り、被害者の救済に道を開くには、いかなる法解釈上の理論を用意すべきかが、わが国民民事訴訟法学界の共通の課題となった。その際、多くの学説が、まずその努力を傾注したのは、立証責任(以下では、本書の用語にしたがい証明責任という)の分配の基準を改め、従来、専ら被害者側に負わされてきた過失や因果関係の証明責任を、部分的に加害者側に転換させる理論を確立することであった。これは、いわば訴訟の場に顕出された証拠が不足で、過失や因果関係の存否が不明に終わった場合における救済策として、敗訴の危険の公平な分配を図るものであった。

このような学説の動向に対し、春日氏は、①まず、第一に、訴訟終結前の審理の過程において、両当事者の事案解明上の負担の公平を図り、あるいは訴訟資料・証拠資料の収集・提出をめぐる当事者行為の準則を定めて、審理を充実させ、十分な資料に基づく事実認定を基礎として、実体的真実に即した裁判の実現を目指すべきであり、②第二段として、それにも拘わらず主要な事実が存否不明に終わっ

た場合に、敗訴の危険の公平な分担を図るため、証明責任の分配基準の再検討をするべきであって、このようなアプローチの仕方によってこそ、右の学界共通の課題に最もよく応えうるとするのである。

三 本論文の要旨

右の研究課題に応じ、本論文の内容は、次の三つの部分に分けることができる。

1、第一は、民事訴訟における証明問題に関するいわば序論的考察の部分であり、本書の緒言、第一章及び第二章がこれに当たる。

ここでは、まず上述の問題提起がなされた後(緒言)、本論における考察の前提として、証拠評価、証明度及び証明責任という三つの概念の相互関係、証拠提出「責任」と証拠提出「義務」との異同が分析され(第一章)、また事実認定の基本原則たる自由心証主義の下における心証形成過程の客観化・合理化の試みとその限界が明らかにされている(第二章)。

2、第二は、いわば本論の第一部といふべき部分であり、本書の第三章ないし第八章が、これに当たる。

ここでは、両当事者の事案解明上の負担の公平を図り、あるいは訴訟資料・証拠資料の収集・提出をめぐる当事者行為の準則を定めて、審理の充実を図り、十分な資料によ

る事実認定を基礎とした裁判を可能ならしめるといふ、本書の第一の課題に応えるさまざまな解釈理論が検討され、提案される。

すなわち、「第三章 表見証明」においては、いわゆる「表見証明」の理論——つまり、高度な蓋然性をもつ経験則を基礎として、事件の客観的事情から、「なんらかの過失」「なんらかの因果関係」といふ、要件事実の抽象的推認を行うことを容認し、この抽象的推認を覆すには、相手方において、推定につき合理的疑いを生じさせ、経験則の適用を排除するにたる特段の事情を証明しなければならぬ、との理論——の根拠を明らかにし、この理論が、医療事故訴訟における過失、因果関係の証明についても適用されるべきことを論証して、医師と患者との間の証明の負担の公平を図っている。

また、「第四章 違法収集証拠」は、原則的には当事者の訴訟活動の自由を容認する弁論主義の下においても、その証拠収集行為には一定の限界が設けられるべきであり、相手方の人格権を侵害して違法に収集された証拠には、証拠能力を否定すべきであると説き、「第六章 証明妨害」では、逆に、相手方の証拠収集・提出行為を妨害した当事者には、制裁として一定の不利益を課すべきであるとして、当事者の証拠収集・提出行為に関する規律の確立に努めている。

「第七章 事案説明義務」は、本論の第一部の中心をなす部分である。春日氏は、ここで、従来の通説が、ある事実につき最終的に証明責任を負う当事者のみが、訴訟審理の過程においても、その事実につき主張責任、証拠提出責任を負うとして来たのを批判し、ドイツの一部の学説を参考としながら、「証明責任を負っている当事者に対して事案説明をもちや期待しえないときには、証明責任の分配とは係わりなく、一定の要件の下に証明責任を負っていない相手方にも一定程度事案説明を求め、その違反に対しては何らかのサンクションを科す、との規範を定立す」べきであると主張する。そして、これによって相手方に課される義務を「事案説明義務」と呼ぶ。春日氏によれば、証明責任を負う当事者が、事件の経過の外に置かれ、自己の請求を詳細に基礎づける事実資料を入手しえない状態にあり、逆にその相手方に事案の説明を期待しうる場合には、証明責任を負う当事者は、具体的事実の主張あるいは理由づけ責任を緩和され、請求の根拠を抽象的に主張し、その抽象的主張に相当の「手掛かり」のあることを示せば足り、かえってその相手方において、具体的事実を陳述し、事案を説明する義務を負うに至る、とされる。春日氏は、多様な事例に即して、この理論の有用性・妥当性を吟味している。

「第五章 文書提出命令」は、ある公害訴訟における医師のカルテの提出命令に即して、文書提出命令の制度が、証

明責任を負わない当事者による事案の解明という機能を有することを明らかにし、また「第八章 国際民事訴訟における証拠の収集・提出」は、アメリカとドイツとのいわゆる司法摩擦の事例を手掛かりとして、「ハーグ証拠収集条約」との関連で、アメリカ民事訴訟法上のデイスカヴァリーによる証拠収集の可能性と限界を検討するものである。

3、第三は、本論の第二部に当たる部分であり、第九章及び第一〇章が、これである。

ここでは、従来の証明責任論の再検討と証明責任の分配に関する新たな見解の提示がなされている。右の事案解明義務等により審理の充実を図っても、なお主要な事実の存否が不明のため、証明責任によって裁判の決着を付けなければならぬ場合が残ることは免れがたい。そのため、証明責任の分配に関する従来の通説を再検討し、敗訴の危険を両当事者に公平に分配する新たな基準を探るといふ、本書の第二の課題が生ずるのであるが、これを対象とするのが、この部分である。

この部分の中心をなす「第九章 証明責任論の視点」においては、まず、一九七〇年代以降のドイツにおいて有力となった、ディーター・ライポルト教授らの所説を基礎としつつ、法適用過程の分析を通じて、適用される実体法規とは区別された「証明責任規範」の存在を論証する。春日氏によれば、「証明責任規範」とは、実体法規の構成要件事

実の存在あるいは不在を擬制し、それによってその法規の適用を可能ならしめる規範である。実際の訴訟において、法規の構成要件該当事実が証拠調べの結果存否不明に終わった場合にも、なおその法規の適用が可能となり、裁判の拒絶を回避できるのは、この「証明責任規範」の効果として、その事実の存在または不存在が擬制されるのであって、従来の通説の説くような、要件事実の積極的証明がない限り、その法規は適用できないとの原則（法不適用原則）があるためではない、と説かれる。次いで、「証明責任規範」には、問題となった事実の「不存在」を擬制する原則規定と、その「存在」を擬制する特別規定とがあるとし、それぞれの実質的根拠を検討し、そこから両当事者間の公平の理念に合わせて、証明責任の分配を弾力化する道を開こうとしている。

そして、「第一〇章 証明責任の分配基準」では、このような一般原則を、わが国の判例に現れた事例に即して具体化することが試みられている。

四 本論文の評価

1、本論文は、前に述べたとおり、一九七〇年代以降、被害者救済の要件をなす事実の証明の困難な現代型訴訟の登場を契機として、伝統的証拠法の壁に対する挑戦を試みた労作である。

本論文により、わが国の民事証拠法の分野の研究は大きな前進を見たといふことができる。その功績として数えるべきところは多いが、ここでは、特に次の三つの点を挙げることとしたい。

第一は、それまで被害者救済に対する証明上の隘路を前にして、多くの学説が、その打開の道を専ら証明責任論の再検討に求めていたのに対し、本論文が、まず訴訟審理の段階における事実説明上の負担の公平を図り、審理の充実によって紛争の事実関係を明らかにすることの必要性を指摘したことである。これによって、問題解決の基礎が、証明責任論という限局された場から、訴訟の審理過程の規制にまで拡大され、より柔軟かつ効果的な解決の道が開けた。もっとも、本論文以前においても、審理の過程で証拠資料の充実を最大限に図り、実体的真実を明らかにすることによって、証明責任による裁判を可及的に回避すべきだとの指摘が、全くなかったわけではない。しかし、それらば、多くの場合、文書提出義務を擴張的に認める根拠として説かれるに止まり、両当事者の事実説明上の負担の公平化をもたらず、それ以外のさまざまの解釈理論を一般的に検討し、これを基礎付けたのは、本論文の功績といつて妨げないであろう。

第二は、右のような問題解決の方向を追求する努力の一つとして、証明責任を負わない当事者にも、一定の要件の

下で、事案の解明に協力する行為義務を認めるべきであるとする、「事案説明義務」の提唱である。確かに、通説も、審理過程において機能する「証拠提出責任」を認めて来たが、これは、(客観的)証明責任が弁論主義を媒介として審理の場に反映したものと考えられており、証明責任を負わない当事者に、証拠提出の負担を課するものではない。証明責任の帰属と事案説明上の義務の帰属とを切り離し、証明責任を負う当事者の相手方に事案説明上必要な主張・立証をなす義務を認め、その違反に対して一定の制裁的效果を課するとの理論は——本論文の説く形のままでよいかどうかは別として——、民事証拠法に一つの新しい分析視角を提供したものと見て、高く評価されるべきである。

そして、第三は、証明責任に関する従来の通説たる法律要件分類説(本書の呼び方によれば、規範説)を批判し、固有の実体法規とは独立の「証明責任規範」の存在と、その原則規定・特別規定の、それぞれの実質的根拠を明らかにして、証明責任の分配基準を弾力化したことである。確かに、ここでも、ドイツの新しい有力説に依拠して、法律要件分類説を批判したのは、本論文が初めてというわけではない。しかし、とりわけ「証明責任規範」に注目し、その存在を権利障害規定、法律上の推定、間接反証等の個別事例に即して明らかにするとともに、法規の要件事実が存否不明の場合に、その不存在を擬制する原則規定と、その

存在を擬制する特別規定の実質的根拠を詳細に検討して、これらが証拠法上の理由とともに実体法上の理由にも基づくことを示したのは、本論文の功績といふべきである。

2、以上のように、本論文は、民事証拠法上の諸問題の解決に、多くの寄与をなしたが、なお検討を要望したい点もないわけではない。

その一つは、右に述べた「事実解明義務」の理論の一層の深化である。確かに、証明責任を負わない当事者にこのような行為義務を認め、それによって当事者行為を規律し、審理の充実を図るといふ理論は、斬新なものであるが、それだけにまた、この理論の学界における定着を見るには、その理由付けを一層深化させる必要がある。ことに、この義務の一態様として、訴訟開始前における証拠の保存義務をも認めることになる、この義務の成立を春日氏の説く要件の下に認めてよいか疑問の余地があるし、またこの義務違反の効果についての所説にも、なお熟しないところが見出される。

また、証明責任に関する研究の部分についていえば、本論文は、証明責任分配の一般的基準の検討に終わっており、個々の実体法規に即し、その一般論の妥当性を検証する各論的研究は、ごく限られた範囲に止まっている。

さらに、本研究において、比較検討の素材として利用されている外国の判例・学説は、多くドイツのそれにとどま

っている。確かに、英米証拠法は、陪審制等との関わりが深い、勿論、同じく証拠に関する法規制という点で、わが国と共通の問題もあり、いままじ参照されてもよかったと思われる。

しかし、これらの要望事項は、いずれも今後の研究課題としうるものであり、春日氏自身も十分認識しているところである。ことに、証明責任分配の一般的基準を、個々の実体法規に即して検証する各論的研究は、本書とは別に、春日氏が、他の数人の研究者との共同研究として行い、その一部をすでに発表していること(倉田卓次監修・要件事実の証明責任(債権総論)(昭和六一年・西神田編集室刊)所収)を付言しておきたい。したがって、右のような若干の要望事項の存することは、本論文の卓越した学問的価値を損なうものではない。

五 結論

審査員一同は、以上の評価と口述試験の結果に基づき、春日偉知郎氏に一橋大学博士(法学)の学位を授与するのが適当であると判断する。

平成四年一〇月一四日

〔博士論文要旨〕

所得税における垂直的公平性の理論的根拠

村上雅子

1 研究主題とその意味

本論文は、「課税所得が上昇するにともない、所得税額をいかに増加させることが公平であるか」という、所得税の垂直的公平性をみたす税率構造を、理論的に説明するものである。負担能力に応じる課税を公平とすること（応能原理）、負担能力は所得控除後の課税所得によって表わされることを前提している。したがって主題は、課税所得に対する公平な法定税率表の理論的根拠を問うことである。

このように限定されたテーマであり、現実の租税政策上も重要な問題であるにも拘わらず、この問題は経済学史上長い間、実際に応用できるような形では未解決であった。未解決のまま、ほぼ一世紀にもわたり所得税は累進課税で

あり、そして近年一九八〇年代後半からの諸先進国の税制改革は、累進税の税率表の段階区分を大幅に減少して比例税化の方向に向っている。優遇措置の廃止による課税ベース拡大の改革を成功させるために、高所得層の負担激増を避ける税率引下げが、ある時期やむを得ないものとしても、労働所得の比率の小さい超高所得層に至る大幅な税率引下げが果して公平な負担配分であるかは疑問であり、公平な税率構造の理論的究明は現代の急務である。（第一章）

所得税の公平な税率構造を決定する問題について、経済学は二つのアプローチを提供している。一つは一九世紀以来の伝統的な均等犠牲説であり、いま一つは一九七〇年代以降に展開された最適所得税の理論である。これらの理論の存在にも拘わらず、この問題は何故未解決であったので

あろうか。その原因は、

(1) 均等犠牲説は主として、課税によって喪失する所得効用の量を所得階層間に均等にする(均等絶対犠牲)か、喪失する所得効用の比率を均等にする(均等比例犠牲)かのいづれかを課税の公平原則とするために、その適用には、所得限界効用の通減の程度が基数的に測定されていなければならぬ。この測定が確立していなかったためである。均等犠牲説の理論家たちは、所得限界効用の通減度についていくつかの型を仮定し、これと均等犠牲の諸原則を結合した税率構造が累進税、比例税、あるいは逆進税となる必要条件を示すのみであった。(第三章)

(2) 基数的で個人間比較可能な効用概念を用いることの科学性に対する周知のL・ロビンスの批判(一九三二)があったために、均等犠牲説のみならず、所得分配の公平化に関する政策の基礎理論が規範的経済学の主流から放逐されていたためである。しかし分配を異にする代替的な社会状態の間に社会的な選好順位をつけることは、序数的効用概念のみでは不可能であることが証明できる。そしてロビンスの真意も価値判断を含む命題を峻別することにあつたのであり、その批判は克服できる。(第二章)

(3) 一九七〇年以降の最適所得税理論では、課税が主として労働供給に与える誘因効果を導入し、社会的厚生関数を最大化する最適税率構造を求めることによって、効率性

と公平性の考慮を結合した。社会的厚生関数は個人効用の加重和であり、個人効用に付与されるウェイトの値に公平性への考慮が表わされる。そのウェイトは「所得の社会的限界効用」であり、それは「個人の効用の社会的限界重要度」と、「所得の基数的限界効用」の積である。前者は価値判断であるが後者は客観的に測定されうる値であるにも拘わらず、最適所得税の理論家たちは、両者の積としての「所得の社会的限界効用」の値を、社会の価値判断によるものとして、その値の根拠は問わない。ただ仮設的に代替的な値を設定して、その結果の最適税率あるいは税率構造を導出するのみである。しかもミリーズ論文(一九七一)を始め、非線形の最適所得税理論は最適制御理論を用いて難解であり、比較的明確な解の得られる最適線形所得税の理論は、実際にはなお非線形である法定税率表の修正に適用することができない。また経済誘因の導入も主として労使所得に限定されており、高所得層に大きな比重を占める資産所得への影響については未だ十分に包摂されていないからである。(第九章)

2 論文の独自の考察点

本論文の独自の考察点は主に、第五章、第六章および第七章に含まれ、次の諸点を解明したことにある。

「所得限界効用の所得弾力性(⑤)」の値が測定可能であ

ることを理論的に証明し、実測を得ない、その値が絶対値で一・五前後の値となることを示したこと、そしてそこからわが国の法定税率表へ一つのインブリケーションを引出したことである。φの測定には二つの異なるアプローチが採用されたが、いずれもφは一・五前後の値になる。所得が1%増加するとき、所得の限界効用は一・5%前後の値で下落することを意味し、φが一を超えることは均等絶対犠牲性、均等比例犠牲性いずれの公平原則をとっても累進税を妥当とする。

φの測定は次の三つの方法によって可能である。

① 第一の方法は、消費者均衡の理論から出発するものである。フリッシュ(一九五九)によれば、消費者が二財(グループ) X_1, X_2 を消費し、両財が相互に独立財(一財の消費量変化が他財の限界効用に影響を与えない)であるならば、

$$\phi = \frac{\eta_1(S\eta_1 - 1)}{e_{11} + S\eta_1} \quad (1)$$

により、一財の需要の所得弾力性(η₁)、需要の自己価格弾力性(e₁₁)および支出比率(S)についての計量経済学的推定値を上式に投入して、φ値は測定される。(1)をフリッシュのφ測定式と呼ぶ。フリッシュの「独立財」の仮定は、直接効用関数が財(グループ)の間で加法的分離性をもつことを意味する。

筆者は、フリッシュのφ測定式は二財(グループ)間に加法的分離性をもつ場合にのみ成立つこと、一般にn財(グループ)間に加法的分離性をもつ場合には、

$$\phi = \frac{1}{(e_{11}/\eta_1) - (e_{11}/\eta_1)}, \quad e_{11} \equiv \frac{p_1}{x_1} \frac{\partial x_1}{\partial p_1} \quad (2)$$

が成立つことを証明し、(2)をφの修正測定式と呼ぶ。

消費者均衡からのアプローチによってφの測定を求める場合、φは効用関数の任意の単調変数によって値が変る。他方、財の需要量は効用関数の単調変換に独立である。したがってφの一意的な値を得るには、需要の価格弾力性や所得弾力性とφとの間に一定の関係式を導出しなければならない。直接効用関数がn種の財(グループ)間に加法的分離性をもつ場合

$$U(x) = U\left[\sum_{i=1}^n U_i(x_i)\right]$$

には、(2)式によってφは一意的な値を得られる。しかし需要関数の体系によっては、その含意する直接効用関数が解明し得ないが、間接効用関数の形は明らかである場合がある。

間接効用関数が加法的分離性をもつ場合

$$V(p, y) = V\left[\sum_{i=1}^n V_i(p_i, b_i)\right]$$

には、φは次式によって一意的な値を得られる。これはデイトン(一九七四)の示唆によるため、(3)をデイトン

の ϕ 測定式と呼ぶ。

$$\phi = [e_{it+1} + (1-S_t)\eta_t] / [1-S_t] \quad (3)$$

(2)あるいは(3)の ϕ 測定式に投入すべき需要の価格弾力性、所得弾力性の値は、通常、特定の需要関数の形に基づいて推定される。そこで一九六〇～八〇年代に理論的、実証的に展開された主要な八類型の需要関数体系—非線形支出体系、限定的非線形選好体系、一般化された線形支出体系、線形支出体系、殆ど望ましい需要体系、トランスログ間接効用関数モデル、アディログ需要体系およびロツテルダムモデル—の各体系について、その含意する直接効用関数あるいは間接効用関数が加法的分離性をもつか否かが吟味された。その結果、線形支出体系のみが直接効用関数の加法的分離性を持ち、 ϕ は(2)式あるいは

$$\phi = \eta_t (y_t - \sum r_t p_t) \quad (4)$$

によって測定され得、(2)と(4)の ϕ は理論的には等しい。また間接効用関数の加法的分離性は、アディログ需要体系においてのみ成立し、(3)式あるいは、

$$\phi = 1 - \sum \beta_t S_t \quad (5)$$

によって測定され得、(3)と(5)の ϕ は等しい。

わが国の『家計調査年報』の「五分位階層別」(勤労者)のデータを用い一九七〇年代(一九七〇～七九)と一九八〇年代(一九八〇～八九)について、線形支出体系とアディログ体系の需要関数のパラメーター推定をおこなない、(4)

および(5)によって ϕ 値を測定した。アディログ体系を用いた場合、七〇年代では $\phi = 1.4094$ 、八〇年代では $\phi = 1.78566$ である。線形支出体系を用いた場合、最低必要量に負値の推定値が生じる費目があるがこれをゼロとせば、七〇年代の $\phi = 1.3364$ 、八〇年代の $\phi = 1.3542$ である。(第五章)

② ϕ 測定の方法は、長期にわたる実際の所得税税率構造に含意、体現されている ϕ 値を推定する方法である。そのためには、所得効用関数の特定化とともに、実際の税率構造があたかも均等犠牲性にもとづいて決定されているかのように仮定しなければならぬ。目良浩一(一九六九)はこの方法により、一九四八～六五年のアメリカの所得税データから、指数関数型の所得限界効用関数と均等絶対犠牲原則を前提し、 $\phi = 1.5$ を推定している。筆者は目良の方法を日本の所得税データに適用したが良好な結果は得られなかったので、全く新しい方法を開発した。

まず所得効用関数がどのような形をとるかにについて改めて考究した。ヤング(一九八七)は、もし人々の所得効用の差の大小に関する判断が、所得の測定単位に独立になされるとするならば(相対仮説)、所得効用関数は

$$U(y) = \frac{1}{\rho} y^\rho, \quad \rho \neq 0 \text{ の値}$$

または

$U(y) = \ln y, \rho = 0$ の場合

またこれらの正一次変換関数の形しかありえないことを数学的に証明した。リスク回避理論や刺激と知覚の関係に関する実験心理学からの結論も、効用関数が指数関数型または対数関数型となることを支持する。対数関数型は指数関数型の $\rho = 0$ の特殊ケースであるから、

$$U(y) = \frac{1}{\rho} y^{\rho}$$

の所得効用関数と、均等絶対犠牲原則を結合して導出される所得税関数、

$$T(y) = y - (y^{\rho} - C_0)^{1/\rho} \quad (6)$$

を一つの公平な所得税の理論値関数として、これが、実際の所得税の法定税率表から導出される所得税関数（実際値関数）にどの程度フィットするかを考察し、良好なフィットネスの得られたときの ρ 値を見出すこととした。

$$\phi = 1 - \rho$$

の関係があるから、この ρ 値より ϕ 値を導出しうる。

わが国の一九六五〜一九八八の間の、所得税法定税率表の改訂された各年について、算出税額と課税所得の対応を曲線に描き、これに最もよくフィットする関数式を推定すると、税額は課税所得の三次関数になる。これが実際値関数である。上記(6)式の理論値関数の曲線を、 ρ 値と ϕ 値を小刻みに動かしながら実際値曲線に近似させてゆくと、 ρ

$\approx 0.4 \sim 0.55$ の値をとるとき、超高所得層（課税所得で八〇〇〇万円以上）を除いては、実際値曲線にかなり良好なフィットをすることがわかった。超高所得層は、一九八七年以降実際値曲線が理論値曲線を下まわっている。

このことはわが国の所得税の法定税率表の構造は、指数関数型の所得効用関数と均等絶対犠牲原則から導出される公平な所得税負担に近似し、かつこれに含意される所得限界効用の所得弾力性 $\phi = 1 - \rho$ の値が、 $1.4 \sim 1.55$ に近い値をとっていることを現している。ただ全課税所得階層ではよくフィットした ρ 値の理論値曲線を、課税所得一〇〇〇万円以下の層で拡大してみると、一九七五年税率表以降では、実際値曲線の示す所得税負担は、 $\rho = 0.4 \sim 0.55$ の理論値曲線をつねにやや下まわっている。（第六章および別冊図表）

③ ϕ 測定の第三の方法は、労働供給関数あるいは、消費財需要と余暇需要を同時決定する拡張型需要関数体系による方法である。

労働供給関数を導出する基礎としてよく用いられる C E S 効用関数、

$$U = (1 - \delta) C^{-\eta} + \delta (T - D)^{-\eta} \quad (7)$$

は消費需要 C と総時間から労働時間を引いた余暇 $T - D$ に関して加法分離型ではないが、 $U^{-\eta}$ に変換すれば加法的分離型となり、両効用関数から導出される消費と余暇の間

の代替の弾力性 $\sigma = (1 + \tau) - 1$ は等しい。したがって CES 効用関数を用いて導出された労働供給関数における代替の弾力性の推定値を用いて、 ϕ 値は、

$$\phi = (1 + \lambda) y / (y + \omega T), \quad \omega \text{ は賃金率} \quad (8)$$

によって測定されることが証明された。

また消費財需要と余暇の間に加法的分離性をもつ、拡張型線形支出体系においては

$$\phi = \frac{y}{y - \sum p_i y_i + \omega(T - \gamma_0)}, \quad \gamma_0 \text{ は余暇の最低必要時} \quad (9)$$

間によって測定され得、拡張型アディログ需要体系においては、

$$\phi = 1 - \sum \beta_i S_i + \beta_0 S_{w0}, \quad S_{w0} = \omega l / y \quad (10)$$

によって ϕ が測定されること、(9)、(10) は余暇を含まない線形支出体系、アディログ体系を用いた場合の(4)、(5)式の ϕ よりもそれぞれ小さな値になることも証明される。

この第三の方法による ϕ の測定は、労働供給に関する推定が筆者の能力を超えるため、実測は行なっていない。消費需要と余暇需要が加法的分離性をもつ場合には ϕ は

$$\phi = \frac{1}{(e_{w0}/\eta_0) - (e_{w1}/\eta_1)} = \frac{\eta_1(1 - S_{w1})}{S_{w0}\eta_1 - e_{w0}} \quad (11)$$

によっても推定しうる。労働供給に関する計量的推定の諸文献を検討したが、なお労働供給の賃金弾力性 σ_{wL} や労働

供給の所得弾力性 σ_{wY} の推定値には大きな差違があり、これらの推定結果を用いて ϕ 値の範囲を確定するには至り得なかった。

第三の方法によって ϕ 値が測定されるならば、均等絶対犠牲原則にもとづく公平な税率構造の決定にこの ϕ 値を用い、労働供給への反応を導入した均等犠牲原則による税率構造を決定することができる。 ϕ がもし 1 にかなり近いならば、均等絶対犠牲性の原則からは累進税ではなく比例税が妥当とされるから、この方法による ϕ の実測は今後重要な課題である。(第七章)

3 論文の構成と残された問題

以上の独自の解明点を含む第五章、第六章および第七章をばさんで、論文の構成はその前段に、問題の所在を示す第一章、方法的な準備を含む第二章、均等犠牲の諸原則と ϕ 値の結合による所得税の累進条件を証明する第三章および、基数的効用の統計的測定の先駆者であるフィッシャー(一九二七)、フリッシュ(一九三二、一九五九)の理論の考察を行う第四章がおかれている。第五章、第六章、第七章の後に、第八章、第九章において、一九七〇年代以降に展開されつつある最適消費税理論、最適所得税理論において、基数的な所得限界効用の値が、最適税率の決定における公平性の考慮にどのような役割を果たしているかを

別出した。

第十章に各章の要約と、残されている考究点を指摘した。第五章、第六章の ϕ の測定についてはなお多くのデータによってきめ細かく推定を行うべきであろう。

第六章の(6)式の所得税関数の推定は、非線形の関数の推定に関するよりよいプログラムが開発されるならば、別の方法による推定も試みたい。また第七章でその重要性を指摘した、消費需要と余暇需要を含む拡張型需要体系による ϕ の測定は、比例税か累進税にかかわるものとして今後ぜひ行なわれなければならない。

理論的に重要な残された課題は、貯蓄の扱いである。最適所得税の理論においても、公平性とともに入導入されているのはなお労働供給に対する反応に留まり、貯蓄への反応を考慮に入れ、資産所得を含む総所得への最適課税はいかにあるべきかの理論は未だ十分に展開されていない。わが国においては特に高額所得層に大きな比重を占めるのは土地の譲渡所得であり、これを含めた誘因効果としての効率性と分配の公平性の考慮とが接合された最適所得税理論が構築されなければならないであろう。

人々は何故、逆進税を不公平と感じ、定額の人頭税を不公平と感じ、比例所得税をすら、高所得層には負担が軽すぎると感じるのだろうか。そこにはわれわれの日々使う貨幣の価値が、所得の乏しい者にとって重たいという経験的

事実があり、これを所得の高低の差のある他者にも敷衍して考えるからではないか。この貨幣あるいは所得の限界効用の通減、その通減の程度という概念が、租税負担の垂直的公平性を考える際の中心概念でなければならないというのが本論文を貫く主張である。その概念は一九世紀末以来の均等犠牲原則の中に流れていたが、最近年の最適所得税理論の中にも復活し、租税負担配分の公平性を考える中心概念となっていることを示すこと、そしてこの概念は、実際の税率構造の決定の上で十分にオペレーシヨナルに適用しうることを示しえたならば、本論文の目的は達成される。

〔博士論文審査要旨〕

所得税における垂直的公平性の理論的根拠

論文審査担当者

石 弘 光
田 近 栄 治
山 崎 昭

1 本論文の構成

本論文は、序と以下の10章より構成されている。

第1章 問題の所在と論文の構成
 第2章 分配問題の決定と基数的効用
 第3章 所得税の累進条件
 第4章 所得限界効用の測定
 第5章 所得限界効用の所得弾力性 ϵ の特性と測定
 第6章 税率構造に含意される所得限界効用
 第7章 労働供給関数による ϵ の測定方法
 第8章 最適消費税理論における所得の限界効用
 第9章 最適所得税理論における所得の限界効用
 第10章 結語

このうち、第8章は最適消費税理論の基礎構造を整理しつつ、そのなかで所得の限界効用がどのような役割を果たしているのかを論じた章である。また、第9章では最適所得税の理論の展開において先駆的な位置を占めるマリーリス(一九七二)やスターン(一九七二)などの論文を検討しつつ、所得の限界効用が最適所得税率の決定に及ぼす効果について論じている。この二つの章は本論文の構成において、論文を貫くキーコンセプトである所得の限界効用が消費税であれ、所得税であれ、税率決定において不可欠の要因となることを示したものであるが、内容的には最適消費税と最適所得税の二つの分野の論文の整理である。したがって、この二つの章は審査の対象からはずし、筆者の独自の研究部分に審査対象を限定した。

この審査報告では、まず上に述べた二つの章を除く各章の内容を概観する。ここではまた、本論文の貢献を明らかにする。そして最後に、博士論文としての適格性について審査員の評価を示す。

2 各章の概要

序および第1章では、本論文が取り上げる問題の所在が示されている。序では、「筆者は一九五七年一橋大学に提出した修士論文において『累進税の理論的根拠』を考究して以来、…、所得税負担の垂直的公平性に関する理論的根拠に関心をもちつつづけていた」と述べ、この論文が筆者が長い年月にわたってあためてきた問題への解答であることを記している。

つづいて筆者は、「効用というものが人間の経済行動を規定している大きな要因であること、そして貨幣(所得)一単位のもつ価値が、低所得者にとっては、高所得者におけるよりもはるかに重いという実感が、日常生活の中に事実として経験されている」(序)からこそ、所得税の累進性において所得の限界効用ないしその所得弾力性という概念が、重要であることを強調する。そして、本論文の中心課題を所得の限界効用の(所得)弾力性 ϵ の測定に設定し、その測定が可能であることを理論的に解明し、実測を図る。具体的には、 ϵ の計測に次の三つの方法が適用可能であ

ることを指摘している。第一の方法は、消費需要関数による計測であり、第二の方法は現実にある所得税率表を出発点にして ψ を探ることである。第三の方法は、基本的には第一の方法と同一であるが労働の供給を内生化したうえ、第一の方法により ψ を求める。本論文は以下、ここで述べられた問題接近方法にしたがって展開される。

続く第1章では、一九八八年のわが国のいわゆる抜本的所得税の改正を取り上げ、筆者は、その問題関心をより現実的に訴えかけている。「一九八八年改革は、改革以前の状態より高所得者の負担を軽減し、低所得者の負担を増大したことは確かであるが、改革前の負担の状況が垂直的公平性をみだしていたという保証はあるのであろうか。この問題は恐らく、現代の最も優れた財政学者たちにつきつたとしても完全な回答を与えないであろう難問である。何故難問なのか、何が現代において、人々の関心がきわめて高い、この問に対する直截な回答を解きたくしている問題なのか、本論文の課題は、正にそれを解きほぐすところにある（九ページ）。」

では、この「難問」を解きほぐす鍵は何であらうか。ここで筆者は、「貨幣のもつ価値が保有の所得が多くなるにつれて小さくなるという、われわれの日常経験があり、それを所得高低の差のある他者にも、敷衍して考えるからではなからうか（一〇ページ）」と述べ、基本的には個人間で

比較可能な効用を考え、この効用関数から求められる所得の限界効用が問題解決の鍵であることを主張する。

第2章は、個人間で比較可能な基数的な効用関数を用いて所得税の累進性を考えていく理論的な根拠について論じている。アロウの可能性命題の証明の検討や、異なる個人間の効用の比較を批判したライオネル・ロビンズの見解に対する反論を通して、分配問題を考えるにあたっては序数的な効用関数を越えた基数的な効用関数が必要であること、および基数的な効用関数を使って所得の限界効用の所得弾力性 ψ を計測することは可能であることを張する。

ここで展開されている筆者の考えは以下のようである。 n 人からなる社会の、第 i 番目の個人の所得 y_i 、効用を $U_i(y_i)$ とし、社会的厚生関数が次のように表わされるとする。

$$W = W(U_1(y_1), U_2(y_2), \dots, U_n(y_n))$$

この時、第 i 番目の個人の所得の社会的な限界効用は、この個人の所得の限界効用とこの個人の効用の社会的な限界価値の積となる。筆者は、このうち個人の効用にウエイトを乗じることになる効用の社会的な限界価値に差異を設けることは、民主主義社会において（二四ページ）受け入れがたい以上、その値をすべて等しくみなすことができる主張する。もし、すべての個人の効用の社会的な限界価値が等しいならば、第 i 個人の所得の社会的な限界効用は、

個人の所得の効用によって決まることになる。こうした筆者の考え方にしたがえば、分配問題を規範的に考えていく場合の本質は個人の所得の限界効用に帰着する。

以上、基数的な効用関数を集計するという方法で分配問題を扱う根拠を示したうえで、第3章では公平の観点から所得税の累進性について検討する。まず、所得税として「均等犠牲原則」を前提とする。この原則は、所得の異なる個人が一定の基準からみて等しい税負担を負うべきであるというものである。筆者はこの原則のもとに、限界効用の所得弾力性と課税の累進性の関連をさぐる。結果は、均等犠牲原則の定義によって若干異なるが、 θ が一より大きい場合は税率は累進性を持つとよいであろう。

以下、ここで述べた用語のうち、後述の実証研究部分を理解するうえで欠かすことのできないものに限って定義を加える。均等犠牲原則として筆者は、三つの定義を示している。第一の定義は、「均等絶対犠牲原則 (Equal Absolute Sacrifice, 以下EAS)」であり、課税によってすべての個人が犠牲にする効用は同一であるべきであるというものである。第二の定義は、「均等比例犠牲原則 (Equal Proportional Sacrifice, Edson)」であり、課税による効用の犠牲は課税前の効用と比べてすべての所得階層で一定比率であるべきであるというものである。このほかすべての個人の税引き後の所得の限界効用を等しくするという基準も

示されているが、この基準については実証研究部分を含めとくに検討されていないので、ここではこれ以上の言及を避ける。

所得税の累進性は、平均税率が所得の上昇にもなっても上昇するか否かによって定義され、上昇する場合を累進的、変化しない場合を比例的、減少する場合を逆進的という。

以上の定義を導入した後、筆者は、EASとEPSそれぞれについて所得税の累進性と θ の関係を求めた。EASでは逆進的であっても、EPSでは累進的にすらなりえるなど興味深い結果が報告されているが、この二つの基準ともうえに述べたように θ が一より大きい場合は、税率は累進的となる、これより、所得税の累進性との関わりにおいて θ の推計の重要性を明確に理解することができる。

続く第4章から第7章が本論文の主要部分となる。すなわち、第4章において θ の測定の理論が扱われ、第5章では θ が効用関数の正変換に関して独立ではないことを指摘し、この変換に依存しない効用関数が探求される。第5章ではさらに、そこで見いだした効用関数に基づく需要体系の推計によって θ を計測する、第6章では、分析視角を変え、現実の所得税の税率表をたよりに、税率表に秘められた θ の値を探る。筆者はここで、効用関数を相対的危険回避度一定のもとに導かれる効用関数と同一な形に特定化し、第3章で定義したEASのもとに θ の値を推計する。

第7章は、労働供給をフレキシブルにしたもとにおける ϕ の推計である。第5章で一定とされてきた労働供給を内生化した場合の一連の拡張的な結果が示されているが、本論文が提出された段階においては独自の計測にまでいたっていない(その後、計測結果について報告を受けた)。

以下この論文の核となる部分の主要な結果について述べる。まず、 ϕ の計測において筆者が研究の出発点としたのは、フリッシュ(一九五九)の論文であり、その結果は次のようである。

フリッシュによる ϕ の導出—消費支出を食料支出と非食料支出に分け、それぞれ独立財であるとみなせば、 ϕ は各財への支出が消費に占める割合、需要の所得弾力性および価格弾力性によって明示的に示すことができる(公式は、七一ページを参照)。

この結果を原点として筆者は、独自の結果を加えていく。まず「所得限界効用の所得弾力性 ϕ は、効用関数の単調増加変換によって変化する。ただし、効用関数の正一次変換の場合にのみ、 ϕ は効用関数の変換によって変化しない。(八四ページ)」ことを指摘する。フリッシュの導いた ϕ は、さまざまな弾力性によって表現されていたが、こうした弾力性は効用の正変換に関して独立である、とすれば、フリッシュの ϕ の導出にあたって用いた効用関数は、何らか限定的なものであったはずである。

この点に関する筆者の答は、次のようである。すなわち、効用関数が加法分離性を持つとき、 ϕ は効用関数の正変換に関して独立であるということである。筆者はここで、 ϕ の実際の公式まで導出し、フリッシュの結果はこの命題の財の数を二とした特別な場合であることを示している。また、効用関数を間接的に表現した場合についても言及し、間接効用関数が加法的分離性を持つ場合には、 ϕ はその他の弾力性タームで表現できるとしたデイトン(一九七四)の結果を紹介している。

このように効用関数の正変換から影響を受けない ϕ の計測を追い求め、直接および間接効用関数の場合とも、加法分離という条件がその十分条件であることが明らかにされた。そこで、実証にあたってはこの条件をみだす線形支出体系と Addilog 型需要体系を用いて、それぞれについて ϕ の計測を試みる。

一九七〇—八九年の『家計調査年報』により、実際に ϕ の計測がなされているが、その結果によると線形支出体系の場合一をやや下回るの(たいし)、Addilogの場合にはほぼ一・五前後となっている。線形支出体系の場合、推計上最低消費が必ずしも正とはならないなど、不都合な結果が生じるが、筆者はこれを ϕ が低めとなった原因とみなしている。そして、負の最低消費をゼロとするとしたうえで ϕ を再推計しているが、この場合は一・三近くになる。こ

うした計測を通じ筆者は、 θ が一より大であることの確信を深めていく。

以上が需要体系による θ の計測であるが、第7章では所得税率表から θ を求めている。ここではプラインライヒ(一九四八)や目良(一九六九)などの業績を検討した後、所得(5)の効用関数として以下の特定化を主張する。

$$U(y) = \frac{1}{\rho} y^{\rho}, \quad 0 < \rho < 1 \quad \text{or} \quad \rho < 0$$

この効用関数は、相対的危険回避度が一定の場合における効用関数と同一である。この効用関数に、第3章で示した均等絶対犠牲性原則を適用すると、以下のような所得税関数が導出され、筆者はその推計を試みる。

$$T(y) = y - (y^{\rho} - C\rho)^{\frac{1}{\rho}}$$

(11)でCは絶対犠牲性の大きさを示す定数)

この所得税関数の推計のために筆者は膨大な作業を行っているが、結論のみを記せば、この所得税関数による現実の税率表の説明力は良好であり「しかもそのフィットの最も良好な ρ 値が $\rho = 0.5$ 前後にあり、 $\theta = 1.5$ の値が含意されている(一五二ページ)」。フリッシュらの θ の計測式による θ の値の範囲はほぼ一・五前後と考えられていたが(七九ページ)、需要体系の推計と並んでここでも θ 値が約一・五となり、筆者のやや興奮した表現によれば「われわれの研究にとっては、まことに喜ばしい(一四一ペー

ジ)」結果が得られたわけである。

第7章では、労働供給を内生化したいわゆる拡張された需要体系における θ の計測について論じているが、うえに述べたようにこの部分は進行中の研究でもあり、ここでは立ち入って論じないことにする。

3 若干のコメントと博士論文としての適格性

以上、本論文の構成と各章の内容について論じた、累進所得税の根拠を所得の限界効用の通減に求め、その所得弾力性 θ を求めるといふ筆者の深い問題意識と、強い研究情熱は、本論文に接するすべての読者に深い敬服の念を抱かしめざるえないであろう。また、膨大な研究の結果到達した θ の値がほぼ一・五で近くあり、均等犠牲性原則に立つとき、これは累進課税を強く支持することにはかならないが、こうした結果は正に筆者の労をねぎらうに足るものである。

いうまでもなく、ここでなされた研究は、フリッシュが先鞭をつけた研究を筆者が体系化したものであり、各章の概要を論じた際に示したように、多くの結果は筆者独自のものである。開拓的な研究につきものの荒削りな面があることは否めないが、 θ の効用関数の正変換に関する独立性や、 θ 計測のさまざまなアプローチなど、興味深いアイデアを提供しているポジティブな面を高く評価したい。

しかしながら、今後なお一層検討を加えるべき課題がないわけではない。以下、そうした課題を指摘したい。まず第一に、 ϕ を計測する際に用いた効用関数の特定化を再度振り返る必要があるであろう、ここでは、直接効用関数として、線形支出体系が用いられているが、この場合 ϕ は所得を最低消費控除後のいわば自由所得で割った値となるが、これは ϕ を政策パラメターとして用いているうえで、制約的であるといわざるを得ないであろう。線形支出体系の場合、最適消費税は一律税となるなど、効用関数の特定化自体があるべき税制を先験的に決定してしまうという欠点がある。線形支出体系の持つことの限界が、本論文においても無縁であるとはいえないであろう。この点はおそらく、筆者もすでに十分認識していると思われるが、今後いっその検討を期待したい。

今後の課題の第二点は、税率表による ϕ の計測についてであるが、この場合何故課税所得から計測される ϕ を求め

るのか疑問が残る。本来 ϕ とは所得税の各種控除を考え、各家計がさまざまなソースから得る制度を対象としてこそ、意味があるのではないであろうか。また、実際の所得税制においても、税率表と並んで所得控除なども重要な政策変数である。この点を踏まえたさらに現実的な計測を行い、所得税のあるべき全体像にまで接近することを望みたい。

以上、今後検討を要すべき点を二つ指摘した。そのいずれも本研究の質をさらに高めこそすれ、本研究の価値を損なうものではないだろう。今後ますますの研究の深化を期待したい。

以上より審査員一同は、所定の試験結果をあわせて考えて、村上雅子氏に一橋大学経済学博士の学位を授与することを適当と判断する。

一九九二年二月九日